

青森県報

第二千八十一号

平成十四年十月二日(水曜日)

目次

一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請	環境政策課	一
漁業災害補償法による加入区の設定の一部改正	団体経営課	二
保安林の指定予定	林政課	三
保安林の指定解除予定	同	三
保安林の指定解除	同	三
漁船保険付保義務の発生	水産振興課	四
漁船保険付保義務の同意を求めるとの届出	同	四
漁港の区域の変更	漁港漁場整備課	四
都市計画事業計画の変更認可	都市計画課	四
公告		
土地改良区の定款変更の認可	農村整備課	五
建設業者の許可の取消し	八戸県土整備事務所	五
右 同	十和田県土整備事務所	五
物品の購入に係る一般競争入札	学校施設課	六
人事委員会		
平成十四年度身体障害者を対象とした青森県職員採用選考試験公告	任用・給与グループ	七

告示

青森県告示第四百六十一号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三百三十七号)第八条第一項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請があつたので、同条第四項の規定により次のとおり告示する。

平成十四年十月二日

青森県知事 木村守男

- 一 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - 1 名称 株式会社 産業技術センター
 - 2 住所 青森市大字戸門字山部二八の八
 - 3 代表者の氏名 代表取締役 安東 国善
- 二 一般廃棄物処理施設の設置の場所 青森市大字鶴ヶ坂字田川七一の二〇四他
- 三 一般廃棄物処理施設の種類 一般廃棄物の最終処分場
- 四 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類 一般廃棄物のうち、焼却灰、飛灰

五 申請年月日

平成十四年九月三日

六 申請書及び一般廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類の縦覧

1 場所

青森県環境生活部環境政策課
青森県環境保健センター環境管理部
青森市環境部環境政策課

2 期間

平成十四年十月二日から同年十一月二日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

七 意見書の提出

当該一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十四年十一月十六日

2 提出先

〒〇三〇 八五七〇 青森市長島二丁目の一
青森県環境生活部環境政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる一般廃棄物処理施設の設置の場所及び種類
- (三) 意見

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

青森県告示第四百六十二号

昭和五十年九月六日青森県告示第六百六十六号（漁業災害補償法による加入区の設定）の一部を次のように改正する。

平成十四年十月二日

青森県知事 木 村 守 男

二の表下前区域の項の次に次のように加える。

十三区域 十三漁業協同組合の 地区	1 底建網漁業
	2 底びき網を使用して行うしじみ漁業
車力区域 車力漁業協同組合の 地区	3 1及び2に掲げる漁業以外の漁業
	1 底びき網を使用して行うしじみ漁業
鯡ヶ沢区域 鯡ヶ沢漁業協同組合 の地区	2 1に掲げる漁業以外の漁業
	1 総トン数二十トン以上百トン未満の漁船により底びき網を使用して営む漁業（以下「中型底びき網漁業」という。）
	2 総トン数二十トン以上の漁船によりはえなわを使用してさけ又はますをとる漁業
	3 総トン数二十トン未満の漁船によりはえなわを使用してさけ又はますをとる漁業
	4 内水面以外の水面において網漁具を水深二十七メートル以上の水中に定着して主としてたい及びぶりをとる漁業（以下「たい・ぶり定置漁業」という。）
	5 底建網漁業
	6 底建網漁業と総トン数十トン未満の漁船により行う漁業を併せ営む漁業
	7 1から6までに掲げる漁業以外の漁業

二の表大戸瀬第三区域の項を削除し、大戸瀬第一区域及び大戸瀬第二区域の項を次のように改める。

大戸瀬第一区域 大戸瀬漁業協同組合 の地区のうち、大字 麴木の地区	1 底建網漁業
	2 小型いかつり漁業と総トン数十トン以上の漁船によりさし網を使用してたら又はめばるをとる漁業と総トン数十トン以上の漁船により敷網を使用してやりいかをとる漁業を併せ営む漁業
大戸瀬第二区域 大戸瀬漁業協同組合	3 1及び2に掲げる漁業以外の漁業
	1 たい・ぶり定置漁業
	2 いかつり漁業

の地区のうち、大戸瀬
第一区域以外の地区

- 3 底建網漁業
- 4 底建網漁業と総トン数十トン未満の漁船により行う漁業を併せ営む漁業
- 5 小型定置漁業及び小型定置漁業と底建網漁業を併せ営む漁業
- 6 1から5までに掲げる漁業以外の漁業

三の表十三区域、鱒ヶ沢区域、大戸瀬第一区域及び大戸瀬第二区域の項を削除する。

青森県告示第四百六十三号

次のとおり森林を保安林に指定する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十四年十月二日

青森県知事 木 村 守 男

一 保安林予定森林の所在場所

三戸郡三戸町大字斗内字角沢一四四の四・字松山一四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字角沢一四四の八、一四四の九、一六一から一六三まで、字松山一三、一四一の一、字曲坂二六

二 保安林指定の目的

干害の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種を定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。
〔次の図〕及び〔次のとおり〕は省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び三戸町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

青森県告示第四百六十四号

農林水産大臣から、次のとおり森林について保安林の指定を解除しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十四年十月二日

青森県知事 木 村 守 男

一 解除予定保安林の所在場所

三戸郡新郷村大字西越字温泉沢三三・三四の一・三五の二・三五の七（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

- 二 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 三 保安林を解除しようとする理由
道路用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び新郷村役場に備え置いて縦覧に供する。〕

青森県告示第四百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のとおり森林について保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十四年十月二日

青森県知事 木 村 守 男

一 保安林の所在場所

東津軽郡平内町大字外童子字滝ノ沢二の一〇二六

- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 保安林解除の理由
指定理由の消滅

青森県告示第四百六十六号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百二十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があつたと認めためたので、同法第百十二条の二第三項の規定により公示する。

平成十四年十月二日

青森県知事 木村守男

発起人の住所及び氏名	加入区の名称
東津軽郡蟹田町大字石浜字塩越三七三番地二 小川 肇 藏	蟹 田
東津軽郡蟹田町大字蟹田字蟹田八八番地二 野藤 春 海	
東津軽郡蟹田町大字石浜字磯ノ山一五四番地三 石岡 景 一	

青森県告示第四百六十七号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百二十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があつたので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成十四年十月二日

青森県知事 木村守男

加入区の名	届出事項	指定漁船調書の縦覧
東津軽郡蓬田村大字広瀬字坂元六三番地一 田中孝光	発起人の住所及び氏名	期 間 場 所

蓬 田

東津軽郡蓬田村大字長科字鶴喰四四番地一 張 間 勇 三	平成十四年十月二日から同月十六日まで	蓬田村漁業協同組合
東津軽郡蓬田村大字中沢字池田一〇番地 三 上 行 男		

青森県告示第四百六十八号

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第六条第五項の規定により、北金ヶ沢漁港についてその区域を次のように変更するので、同条第十一項の規定により公示する。

平成十四年十月二日

青森県知事 木村守男

水 域 陸 域

深浦町大字北金ヶ沢字榊原八番一に設置された標柱（イ点）から六十四度六百七十メートルの地点（ロ点）に引いた線（イ線）、同町大字関字豊田小童子川小童子橋右岸下流側橋台に設置された標柱（ハ点）から二十度七百二十メートルの地点（ニ点）に引いた線（ロ線）、ロ点からニ点に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに小童子川小童子橋から下流の河川水面

水域の欄に規定するイ線、同欄に規定するロ線、同欄に規定するイ点から町道北金ヶ沢十七号線の海側線沿いに深浦町大字関字析沢五百二十九番に設置された標柱（ホ点）に至る線、ホ点から百八十一度二十九分二百九メートルの地点（ヘ点）に引いた線、ヘ点から二百十五度十五分百五十一・四メートルの地点（ト点）に引いた線、同欄に規定するハ点から町道北金ヶ沢十七号線の海側線沿いに深浦町大字関字析沢四百八十一番に設置された標柱（チ点）に至る線、チ点から百八十一度二十九分二百三十六・七メートルの地点（リ点）に引いた線、リ点から二百十六度五十五分二百四・二メートルの地点（ヌ点）に引いた線、ト点からヌ点に引いた線及び水際線により囲まれた地域

青森県告示第四百六十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、鱈ヶ沢都市計画下水道事業の事業計画の変更を平成十四年九月二十四日認可したので、同条第

二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。
平成十四年十月二日

青森県知事 木 村 守 男

一 施行者の名称

鱒ヶ沢町

二 都市計画事業の種類

鱒ヶ沢都市計画下水道事業（鱒ヶ沢公共下水道）

三 事業施行期間

平成八年一月二十二日から平成二十一年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

都市計画事業の認可（平成十三年九月二十一日青森県告示第五百二十二号）の

事業地に変更なし

2 使用の部分

都市計画事業の認可（平成十三年九月二十一日青森県告示第五百二十二号）の

事業地のうち大字舞戸町字久富及び字西禿地内において事業地を変更する。

公 告

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、福地土地改良区の定款の変更を平成十四年九月二十四日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十四年十月二日

青森県知事 木 村 守 男

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第九号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。
平成十四年十月二日

青森県知事 木 村 守 男

一 商号又は名称 有限会社創夢住建

二 代表者の氏名 森 誠

三 主たる営業所の所在地 八戸市南類家二丁目一九の一〇

四 許可番号 青森県知事許可（般 一〇）第一六八八九号

五 取消年月日 平成十四年九月十九日

六 取消しに係る建設業の許可

大工工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十四年九月十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第九号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十四年十月二日

青森県知事 木 村 守 男

一 商号又は名称 株式会社大建興業

二 代表者の氏名 小守 努

三 主たる営業所の所在地 上北郡六ヶ所村大字倉内字道ノ下一二二の二

四 許可番号 青森県知事許可（般 九）第一六三六八号

五 取消年月日 平成十四年九月十八日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、ほ装、しゅんせつ、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十四年九月十三日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出によ

り確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

~~~~~  
物品の購入に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

平成十四年十月二日

青森県知事 木 村 守 男

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物品の購入とし、それぞれの物品に要求する性能等は、入札説明書による。

1 原動機実験設備 一式

2 機械加工実習設備 一式

二 納入期限

平成十五年三月二十五日

三 納入場所

入札説明書による。

四 入札方法

一の1及び2に掲げる物品（以下「購入物品」という。）ごとにそれぞれ入札に付する。

五 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成十三年七月九日青森県告示第四百二十一号（物品等の競争入札参加資格）、平成十四年一月九日青森県告示第七号（物品等の競争入札参加資格）又は平成十四年二月一日青森県告示第四十三号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により、物品の購入の契約についてAの等級に格付けされた者であること。

3 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 購入物品又はこれと同等の類似品について相当数の納入実績等があることを証明した者であること。

5 購入物品について、迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

六 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

青森市新町二丁目三の一

青森県教育庁学校施設課財務班

電話 〇一七 七三四 九八七三

2 入札書の提出期限

平成十四年十一月十三日 午後四時四十五分

3 開札の場所及び日時

(一) 場所

青森市新町二丁目三の一

青森県教育庁学校施設課入札室

(二) 日時

平成十四年十一月二十日

なお、時間は入札説明書による。

七 入札保証金及び契約保証金に関する事項

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第三百二十二条、第三百三十三条及び第三百五十九条の規定による。

八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

九 落札者決定の方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者に決定する。ただし、当該価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあると著しく不相当であると認めるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする必要がある。

十 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札者に求められる義務

(一) 入札への参加を希望する者は、必要な証明書を入札書の受付期限までに青森県教育庁学校施設課長に提出しなければならない。また、開札日の前日までに当該証明書の内容に関する説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) 入札への参加を希望する者は、入札説明書に基づき、購入物品の製作仕様書等を作成し、これを入札書の受付期限までに青森県教育庁学校施設課長に提出しなければならない。また、開札日の前日までに当該製作仕様書等に関する説明を求められた場合には、これに応じるとともに、必要な場合には、当該製作仕様書等の内容の変更に応じなければならない。

3 落札対象

購入物品に要求する性能等が満たされていると判断した2の(一)の製作仕様書等に係る入札書のみを落札対象とする。

4 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

5 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased:

- (1) Equipment and facilities to experiment with prime movers
- (2) Equipment and facilities for practical training in mechanical processing

2 Delivery period:

25 March 2003

3 Delivery place:

1 High school in Aomori prefecture

4 Time limit for tender:

4:45 p.m. 13 November 2002

5 Contact point for the notice:

School Facility Management Division,  
Aomori Prefectural Board of Education  
2-3-1  
Shinmachi Aomori City, Aomori 030-8540  
JAPAN  
TEL: 017-734-9873

人事委員会

平成14年度身体障害者を対象とした青森県職員採用選考試験公告

平成14年度身体障害者を対象とした青森県職員採用選考試験を次のとおり実施するので、公告する。

平成14年10月2日

青森県人事委員会委員長 増田孝介

1 試験職種、採用予定人員及び職務の内容

| 試験職種 | 採用予定人員 | 職務の内容                        |
|------|--------|------------------------------|
| 一般事務 | 3人程度   | 知事部局等の本庁又は出先機関において一般事務に従事する。 |

2 受験資格

(1) 次のすべての要件を満たす者

昭和48年4月2日から昭和60年4月1日までに生まれた者  
自力により通勤ができ、かつ介護者なしに職務の遂行が可能な者  
身体障害者手帳の交付を受けている者  
活字印刷文による出題に対応できる者

(2) 次のいずれかに該当する者は受験できない。

- 日本の国籍を有しない者
- 地方公務員法第16条に規定する欠格条項のうち以下に該当する者
  - 成年被後見人及び被保佐人（準禁治産者を含む。）
  - 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - 青森県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加わった者

3 試験の日時、場所及び合格発表

| 試験    | 試験日<br>(開始時刻)          | 場所                |                | 合格発表                                                                                                                                          |  |
|-------|------------------------|-------------------|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
|       |                        | 試験会場              | 発表日            | 発表方法                                                                                                                                          |  |
| 第1次試験 | 11月10日(日)<br>(午前9時30分) | 青森県総合社会<br>教育センター | 11月15日<br>(予定) | 受験者全員に合否を<br>書面で通知するほか、<br>青森県庁及び県内各県<br>税事務所等の掲示板に<br>掲示する。<br>また、ホームページ<br>上でも合格者の受験番<br>号を掲示する。(http:<br>//www.pref.aomori.<br>jp/saiyou/) |  |
| 第2次試験 | 11月下旬<br>(予定)          | 青森県庁舎北棟           | 12月上旬<br>(予定)  |                                                                                                                                               |  |

4 試験の方法及び内容

| 試験    | 方法           | 内容                                                                                                    |
|-------|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1次試験 | 教養試験<br>作文試験 | 公務員として必要な一般的知識及び知能について、高等学校卒業程度の五枝択一式による筆記試験を行う。<br>(40題、2時間)<br>文章による表現力、課題に対する理解力その他の能力について記述試験を行う。 |
| 第2次試験 | 面接試験         | 主として人物について、個別面接により試験を行う。                                                                              |
|       | 適性検査<br>身体検査 | 職務の遂行に必要な適性について、性格検査法による検査を行う。<br>身体検査書に基づき、職務の遂行に必要な健康度について検査を行う。                                    |

5 受験の手続及び受付期間

(1) 受験の手続

| 受験申込用紙の請求 | 直接請求する場合                                                                                           |                                                                           | 郵送で請求する場合 |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|-----------|
|           | 直接請求する場合                                                                                           | 郵送で請求する場合                                                                 |           |
| 受験申込方法    | 青森県人事委員会事務局、県庁正面受付、県内各県税事務所、各地方健康福祉こどもセンター、西地方農林水産事務所、青森県東京事務所、青森県企業誘致東京情報センター及び本県の各県外情報センターで配布する。 | 封筒の表に「採用選考試験案内請求」と朱書きし、120円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒(角2号)を同封のうえ、当人事委員会事務局に請求すること。 | 郵送する場合    |
|           |                                                                                                    | 受験申込書に必要な事項を記入し、必ず顔写真を貼り、受験票に住所・氏名を明記のうえ50円切手を貼って当人事委員会事務局に提出すること。        | 郵送する場合    |

封筒の表に「採用選考試験申込」と朱書き、当人事委員会事務局まで送付すること。受験申込書に必要な事項を記入し、必ず顔写真を貼り、受験票には住所・氏名を明記のうえ50円切手を



|        |                                                                           |
|--------|---------------------------------------------------------------------------|
|        | 貼ること。                                                                     |
| 受験票の交付 | 受験票は10月29日(火)に発送する。<br>なお、受験票が11月5日(火)までに返送されない場合は、速やかに当人事務委員会事務局に連絡すること。 |

(2) 受付期間

10月2日(水)から10月25日(金)まで

(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日は受け付けない。)

受付時間は、午前8時30分から午後5時までとする。

郵送による場合は、10月25日までの消印のあるもの限り受け付ける。

6 採用予定日

平成15年4月1日

7 試験結果の開示

この採用試験の結果は、青森県個人情報保護条例(平成10年青森県条例第57号)

第18条第1項の規定により、口頭で開示を請求することができる。

開示を希望する場合、受験者本人又はその法定代理人(ただし、法定代理人による請求は、受験者が請求時に未成年である場合に限る。)が、下表に掲げる書類を持参のうえ、当人事務委員会事務局へ直接請求すること。

受付時間は午前8時30分から午後5時までとする。

(ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までの日は受け付けない。)

| 試験    | 開示請求者     | 開示内容           | 開示受付期間      | 開示場所                                           |
|-------|-----------|----------------|-------------|------------------------------------------------|
| 第1次試験 | 第1次試験不合格者 | 第1次試験の順位及び総合得点 | 合格発表の日から1月間 | 青森県<br>人事委員会事務局<br>青森市新町<br>二丁目4-30<br>県庁舎北棟5階 |
| 第2次試験 | 第2次試験受験者  | 第2次試験の順位       | 合格発表の日から1月間 |                                                |

〔受験者本人が請求する場合に必要な書類〕

受験票若しくは本人であることを証明する書類(身体障害者手帳、運転免許証、学生証、旅券等)

〔受験者の法定代理人が請求する場合に必要な書類〕

受験者本人の受験票及び法定代理人に係る本人であることを証明する書類(法定代理人自身の運転免許証、旅券等)並びに受験者の法定代理人であることを証明する書類(戸籍謄本又は抄本等)

8 給与

初任給は、137,500円程度(平成14年4月採用の高校新卒者の場合)であり、6月及び12月に期末・勤勉手当、3月に期末手当、10月に寒冷地手当が支給されるほか、支給条件に応じて扶養手当、通勤手当、住居手当等が支給される。(平成14年度は給料の2%が減額されている。)

|             |                           |         |
|-------------|---------------------------|---------|
| 青<br>森<br>県 | 青森市長島二丁目一番一号              | 発行所・発行人 |
| 青<br>森<br>県 | 青森市古川二丁目一七番五号<br>東奥印刷株式会社 | 印刷所・販売人 |

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭